

第6章 実現に向けて

1 復興の実現のための財源づくり

(1) 膨大な事業費への財源の確保 ー国県への要請と行財政改革の見直しー

- 本市は、未曾有の大震災に直面し、本市GDPの約4割強が失われるとともに、約34,000人が職を奪われ、その経済損失は計り知れず、税金も大きく落ち込むことが確実となっています。
- 各種復旧事業、災害廃棄物処理などに加え、今後は、防災に強いことをコンセプトとしたコンパクトなまちづくり、産業復興などを目指した復興事業を強力に推進していく必要があります。復旧期から発展期にかけて要する事業費は膨大なものになる見通しです。道路、防潮堤、橋りょうなど、新しいまちづくりを行う上で根幹となる事業の実施主体は、主に国又は県となりますが、本市の負担も大きく、さらに本市が単独事業も連動し実施していくことを勘案すると、現在の本市の財政状況では維持が極めて困難であり、事業費の地方自治体負担分を補てんする交付金制度の確実な創設やさまざまな本市の創意工夫を活かした復興事業を実施していくための自由度の高い復興基金制度や交付金制度の確実な創設等がなければ、本復興計画の実施は不可能な状況です。
- 本震災による最大の被災都市である本市の早期復興は、我が国が世界に誇れる復興のモデルとなるものです。産学官民が協働し、一丸となって早期復興を果たすべく努力しますが、本市単独の財源では事業実施には限界があり、国・県による財政支援を継続して要望していきます。
- 本震災により、地域産業の壊滅的打撃、公共施設の損壊等が生じたため、震災復興を最優先で図る必要がありますが、同時に可能な限り財政収支との整合性を図りながら、行財政改革の推進を図る必要があります。将来的には、復興事業の内容が確定し、今後の人口及び経済フレーム、各種財源の推移が予測された時点で、財政収支見通しと併せて現行の行財政改革推進プランの見直しを図ります。

(2) 部門別計画の早期策定と進行管理・見直し

- 本復興基本計画は、復興のために必要な施策の方向性を示すものであることから、今後、各部門において詳細な実施計画の策定が必要です。それぞれの実施計画を策定後、市民等の意見を取り入れながら事業の進捗管理を行い、事業の執行状況等を市民に明らかにするとともに、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

2 復興の実現のための体制づくり

(1) 事業を実施できる体制づくり

- 現在は、本震災に伴う各種窓口業務、災害復旧事業などによって急激に業務が増大しており、国・県・各自治体等からの人的支援を受けながら業務を行っております。さらに今後は、復興事業の執行に当たり、一層膨大な事務量が発生することが予想され、現在の本市の人員体制では迅速な事業執行は実質的に不可能であることから、早期復旧・復興に向け、国・県・各自治体等からの十分な人的支援を継続的かつ強く要望していきます。

(2) 産学官民の協働による体制づくり

- 膨大な復興事業を迅速かつ着実に執行していくに当たっては、行政の力だけでは不可能であることから、内外を問わない民間企業、有識者、NPO法人等のほか、市民と連携しながら、そのノウハウ及び人的支援を活用しながら事業を推進していきます。

3 震災復興特区制度の活用

- 復興事業の執行に当たっては、従前の法手続や法運用を踏襲すれば、その迅速な執行に大きな支障をきたすことから、東日本大震災復興特別区域法に基づく震災復興特区制度を積極的に活用することで早期復興を目指します。
- 復興推進計画を作成し、各種規制・手続の特例措置、税制特例や利子補助金などの特例措置の適用を受けることで、復興事業執行の迅速化、新規立地新設企業の誘致などを図ります。
- 復興整備計画を作成し、土地利用の再編等による復興整備事業を行うための特例許可、手続のワンストップ化、新たな事業制度の活用等の特例を受けることで、復興事業の迅速な執行を目指します。
- 著しい被害を受けた地域の復興に必要な交付金事業に関する計画を作成し、国に提出することで、まちづくりの根幹となるハード事業及びその効果を高めるようなハード・ソフト事業に要する事業費を賄う復興交付金の獲得を目指します。
- 震災復興特区制度の活用に向けた各種復興計画の作成に当たっては、関係県や被災市町村と密接に連携していきます。